平成２４年（フ）第３９２６号
大阪府東大阪市島之内２丁目12番７―305号
債務者　中村　正子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５８号
大阪府豊中市上野坂２丁目22番20号
債務者　向井　恭子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０５９号
大阪市北区長柄西１丁目１番37号
債務者　松川　裕也
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０６４号
大阪市住之江区御崎６丁目３番30―506号
債務者　八木　良子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０６５号
大阪府東大阪市西岩田３丁目５番77―1011号
債務者　田中眞佐代（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４５号
高知市鴨部２丁目21番33号
債務者　大川内卓司
1　決定年月日時　平成24年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１８８号
長崎県長崎市小ケ倉町１丁目137番地１
債務者　古賀　里香（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９６号
長崎県長崎市多以良町2115番地８
債務者　守田　正代
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２０４号
長崎県長崎市界２丁目19番17号　清水ヶ丘寮
債務者　小山　修太
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７５５号
東京都昭島市上川原町３丁目15番３―108号
債務者　板橋　　清
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１５７３号
横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
債務者　中澤　千光
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５８７号
横浜市磯子区丸山１丁目19番20号
債務者　白幡　　拓
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３６６号
静岡市葵区岳美11番22号　ソレール和201号、旧住所静岡市葵区足久保口組194番地の25
債務者　池田　大悟
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３６７号
静岡市葵区岳美11番22号　ソレール和201号、旧住所静岡市葵区足久保口組194番地の25
債務者　池田きみ子
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３８８７号
大阪府豊中市大黒町１丁目５番27号
債務者　渡邉たまき
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９号
北海道釧路郡釧路町河畔２丁目58番地
債務者　平　　崇司
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第１６２号
釧路市春採６丁目１番26号
債務者　竹本　靖子（旧姓斉藤）
1　決定年月日時　平成24年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月26日午前９時30分
釧路地方裁判所